

**平成26年度第1回（第20回）
愛知県男女共同参画審議会 議事概要**

- 1 日 時 平成26年9月9日(火)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 愛知県東大手庁舎 2階 生涯学習推進センター研修室A
- 3 出席者数 委員 18名
荒木委員、伊藤委員、岡田委員、川島委員、小松委員、
斉城委員、澤田委員、鈴木委員、谷中委員、津浦委員、
寺崎委員、野口委員、広瀬委員、前田委員、八木委員、
山田委員、山本委員、若松委員
(欠席者：下山委員、水野委員)
事務局 7名
- 4 傍聴者数 0名
- 5 審議概要

○会長・副会長選出

- ・委員の互選により、会長は広瀬委員に決定した。また、副会長は会長の指名により、若松委員に決定した。

○議 題

(1)「あいち男女共同参画プラン2011-2015」の推進状況について

- ・プランの概要【資料1-1】、プランの数値目標の進捗状況【資料1-2】について事務局から説明した。

<発言要旨>

◆「あいち男女共同参画プラン2011-2015」数値目標について

(委員意見)

- ・数値目標の指標の中に、「女性管理職比率」の項目が入っていない理由はなにか。

(事務局説明)

- ・現プランには「県職員の管理監督者（知事部局・主査級以上）に占める女性の割合」という指標があり、いわゆる係長である主査級以上の女性の割合を示している。前プランにおいてもこの項目が設定されており、「管理監督者」の中に「管理職」も含まれるので、現プランではこの指標を掲げている。

(委員意見)

- ・「男性の1日あたりの家事関連時間（育児等含む）」の数値目標は「35分より増加」であり、平成23年度に「41分」で目標を達成しているが、新たに高い目標を掲げる予定はあるか。

(事務局説明)

- ・5年に1度実施される統計数字を使用しているため、現プランの計画期間中では、「41分」という数字をもって「達成」とみなしている。

(委員意見)

- ・数値目標の中に「キャリア教育の年間指導計画を作成している学校の割合（小・中学校）」という指標があるが、重要なのは学校の割合ではなく、キャリア教育の内容ではないか。

(事務局説明)

- ・現プランを策定した時点では、あらゆる学校においてキャリア教育を推進していくべきとの考えで、この指標が設定された。次期プランでは、どのような指標がふさわしいか検討していきたい。

(委員意見)

- ・数値目標は、民間企業を対象としていないのか。

(事務局説明)

- ・「あいち男女共同参画プラン2011-2015」は、県として取り組むべき方向を示したものであり、行政機関だけでなく、民間企業を含めた県全体の取組を示している。数値目標には掲げられていないが、プランの基本的施策4「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や、基本的施策6「就業環境の整備と就業支援」の中で、民間企業の具体的な取組の方向が示されている。

(委員意見)

- ・育児・介護休業法は、育児のほか介護の内容を含んだものであるが、数値目標「県男性職員の育児参加休暇等の取得率」では、育児休暇に限定しているのはなぜか。

(事務局説明)

- ・介護も大きな問題であるが、まずは男性が家事・育児に参加する時間を増やそうと、育児の休暇取得率を指標に掲げたものである。

(委員意見)

- ・数値目標の中の「NPO法人における女性代表者数」、「農業委員の

うち女性数」、「農協役員のうち女性数」、「農村生活アドバイザー認定者数」が、割合で示されていないのはなぜか。

(事務局説明)

- ・ 所管部局に確認し、改めて回答させていただく。

(確認結果：「NPO法人における女性代表者数」「農業委員のうち女性数」「農協役員のうち女性数」は、総数変動するため、女性の割合ではなく、女性の人数を目標値とした。なお、「農村生活アドバイザー」は、女性農業者を対象として知事が認定する称号であり、全員が女性である。)

(委員意見)

- ・ 数値目標「女性の労働力率」について、年齢を25歳から44歳に限定しているのはなぜか。

(事務局説明)

- ・ 25歳から44歳の時点で、労働力率が「M字カーブ」を描く、特徴的な年代であることによる。

(委員意見)

- ・ 「男性の1日あたりの家事関連時間」は、世代によって傾向が異なるので、世代ごとに分けて数値目標を設定してはどうか。

(事務局説明)

- ・ 現プランでは、世代ごとに分けて目標を設定することはできないが、次期プランではどうするか検討していきたい。

(委員意見)

- ・ 「自治会長に占める女性の割合」は、市町村に働きかけるだけでなく、「女性を何人にする」というポジティブ・アクションの仕組みを取り入れてはどうか。

(事務局説明)

- ・ 「自治会長に占める女性の割合」は、国の策定した「第3次男女共同参画基本計画」と同じく「10%」を目標値にしている。意識の問題が大きく関係しており、簡単には数値が上昇しないので、市町村の協力を得て、数値が上がるよう方策を考えていく。

(委員意見)

- ・ 数値目標のうち「自治会長に占める女性の割合」、「病児・病後児保育の実施箇所数」、「休日保育の実施箇所数」、「放課後子ども教室実施市町村数」、「高齢者見守りネットワークの取組等の実施市町村数」

について、県は、市町村に対してどのような働きかけを行っているのか。

(事務局説明)

- ・ 県は、市町村ごとに、不足していると思われる事業の実施を促すなど、個別に働きかけを行っている。

(委員意見)

- ・ 「市町村の審議会等に占める女性委員の割合」を上げるために、県はどのような形で、市町村へ働きかけを行っているか。

(事務局説明)

- ・ 市町村の審議会に登用されうる人材を育成するために、(公財)あいち男女共同参画財団が、「愛知県男女共同参画人材育成セミナー」を毎年実施している。また、県は、市町村の男女共同参画所管課長を対象とした会議を毎年実施しており、こうした場を利用して、市町村へ女性委員の登用を働きかけている。

(2) 新プラン策定に向けての今後のスケジュールについて

- ・ 新プランの策定に向けての今後のスケジュール【資料2】について事務局から説明した。

<委員からの発言なし>

(3) 男女共同参画に関する意識調査について

- ・ 男女共同参画に関する意識調査【資料3】について事務局から説明した。

<発言要旨>

(委員意見)

- ・ 質問項目の選定基準にある「新プラン策定にあたり必要なもの」とは、どの質問項目にあたるか。

(事務局説明)

- ・ 問1-F、問3、問5以外である。

(委員意見)

- ・ 平成20年に実施した調査と今回の調査との違いは何か。

(事務局説明)

- ・ 今回の調査は、他部局と合同で実施するため、質問項目数を絞っている。

(委員意見)

- ・世間には「男性が働くのは当たり前」という思い込みがあるので、問2「女性が職業を持つことについて、あなたの考え方は次のどれに近いですか」について、「女性」を「男性」に変えた質問項目を加えてはどうか。
- ・問2について、「女性」を「女性（男性）」という表現に変えて、読む人により、両方の意味に受け取れる質問としてはどうか。
- ・県民の意識を啓発できるような質問項目を加えてはどうか。
- ・質問項目の中に、男女共同参画に関して実施している施策の認知度を加えてはどうか。
- ・質問の順番を検討した方がよい。

(事務局説明)

- ・質問できる項目数に限りがあるため、新たな質問項目を加えることは難しい。
- ・過去に県が実施した調査や、国が実施した調査の結果と比較をするため、質問の文言を変えずに調査を実施する予定である。
- ・質問の順番は、委員の意見を参考にして、再度検討したい。

(委員意見)

- ・他部局と合同で調査を実施するとのことであるが、この質問項目と他部局の質問項目とを関連付けて利用する予定はあるか。

(事務局説明)

- ・それぞれの部局が、独立したテーマで調査を実施するため、他部局の質問項目と関連付ける予定はない。

(委員意見)

- ・どのような方法で、意識調査を実施するのか。ある年代以下では、郵便を日常的に使用しないことから、企業で調査を行う時は、インターネットを利用することが多い。
- ・郵送調査であれば、年代の高い人の回答率が高くなるので、年代ごとに結果を出すようにした方がよい。

(事務局説明)

- ・3千人を対象に、郵送による調査を行う予定である。また、年代ごとの分析も行う予定である。

(委員意見)

- ・今回の意識調査の結果のみで、現プランの評価や次期プランの策定

を行わないようにしてもらいたい。

(事務局説明)

- ・ 今回の意識調査の結果だけでなく、国が実施する意識調査や、他部局が実施する調査など、様々な調査結果を活用しながら、次期プランを策定していく予定である。